## 令和2年第14回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和2年10月28日(水)午前10時00分
- 2 場 所 北上市役所本庁舎 第1会議室
- 3 議事日程 別紙
- 4 会議に出席した委員

平野 憲

髙橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

髙橋 隆紀

- 5 説明のため出席した職員
- (1) 教育部

教育部長斎藤昌彦総務課長澤藤樹史学校教育課長髙橋秀和子育て支援課長石川貴洋文化財課長小田嶋知世

西部学校給食センター所長補佐児玉直中央図書館長児玉康宏博物館長杉本良鬼の館長島津秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長小原 学生涯学習文化課長及川 勝彦スポーツ推進課長平野 大介

## 6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件が原案のとおり 可決、承認された。

議案第24号 職員の懲戒処分について

以下、会議の概要は次のとおり。

## (開会 午前10時00分)

教育長

ただいまから令和2年第14回北上市教育委員会定例会を開催 いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御 異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いた しました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。 資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告を御覧 ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

(「無し」との発言あり)

教育長

それでは日程第3 議事に入ります。

議案第24号職員の懲戒処分についてを議題といたしますが、 提案の前にお諮りいたします。

これから上程になります議案第24号は人事に係ることでありますので、北上市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議の有無を確認)

異議なしと認めます。よって、議案第24号は秘密会で進めて 参ります。

それでは議案第24号について、議案の朗読を省略して直ちに 提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第24号職員の懲戒処分について、提案の理由を申し上げます。

該当職員は、本年8月22日土曜日午後4時35分頃、北上市下 江釣子15地割地内の県道前沢北上線と市道5013267号線(旧国道 107号線)との交差点において、帰宅のため私用車で県道を北進 中、赤色信号を見落として、旧国道107号線を東進してきた相手 方車両と衝突したことにより、相手方車両の同乗者を死亡させ る交通事故を起こしたものであります。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に 違反するものであり、同法第29条第1項第1号(法令等違反) 及び第3号(全体の奉仕者にふさわしくない非行)の規定に基 づき懲戒処分として、3月の定職としようとするものでありま す。

なお、処分の内容は、「北上市教育委員会道路交通法違反に係る懲戒処分等の基準」に基づくものであり、この処分が行われた場合は、「北上市教育委員会職員の懲戒処分等の公表基準」により公表することになります。

よろしくご審議のうえ議決を賜りますようお願いします。

教育長

ただいま提案されました議案第24号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

今後の流れを説明させていただきます。

本日議決をいただきました後、事務手続きを経て、明日10月 29日から処分となり、同日から停職となります。

また、10月30日の北上市議会全員協議会において、本処分の 内容を報告することとしております。 教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第24号は、原案のとおり可決することに御異 議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり 可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時25分)